

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年3月8日提出
【ファンド名】	三菱UFJ アジア・ハイイールド債券ファンド<為替ヘッジあり>(毎月決算型) 三菱UFJ アジア・ハイイールド債券ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

三菱UFJ アジア・ハイイールド債券ファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）、三菱UFJ アジア・ハイイールド債券ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）について、信託終了（繰上償還）の手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．当該発行者又は当該ファンド等の解散等の年月日

2019年5月16日（予定）

当該ファンドの信託終了（繰上償還）の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって可決された場合、信託を終了（繰上償還）します。

ロ．当該解散等に係る決定に至った理由

当該ファンドは、信託約款の信託終了（繰上償還）規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態となっており、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認められるため、信託約款の規定に基づき、信託終了（繰上償還）の手続きを行うこととしました。

ハ．法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

当該ファンドの知っている受益者に対して、信託終了（繰上償還）に関する情報を記載した書面を交付します。

委託会社のホームページ（<https://www.am.mufg.jp/>）に信託終了（繰上償還）に関するお知らせを掲載します。